

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）に対する意見募集について

令和8年3月18日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）を履行するため、条約で規制されている野生動植物等の輸出入管理を行っています。

昨年（令和7年（2025年））11～12月に開催された、条約第20回締約国会議（COP20）における議論及びこれまでに決定された事項等を履行するために、これらの輸入管理に必要な手続きを定めるため、以下の関連の規程の整備を行います。

① 懸念のある取引に対する管理の強化に伴う改正

近年の条約締約国会議（COP）及び同常設委員会（SC）では、締約国による条約の決定や勧告等の履行が不十分であることにより条約対象種の保護に問題が生じているとして、COPやSCの決定や勧告に基づき、当該締約国に一定の取引を制限する、又は他の締約国に対して当該締約国との取引を制限することを求める議論が多く見られるようになっている。実際、2025年に開催された直近のCOP20及びSC79においても、条約の義務を適切に履行していない締約国について議論されたところ。当該国は、不履行のレベルに応じて条約規制対象種全種又は違法取引のあった種の国際取引を停止するよう勧告され、また日本を含めたその他の締約国も、当該国との輸出入取引について勧告に従い該当取引を停止することが勧告された。このような勧告を適切に実施するため、関連する規定類において許可基準等を制定する。

② 出所コードY（補助生産の植物）が新たに規定されたことに伴う改正

条約締約国会議（COP18、2019年開催）にて出所コードの明確化について議論があり、コードY（補助生産の植物）が新たに規定されことに伴い、関連する規程類における出所コードに、コードYを記載する。

③ その他実態に即した改正

条約決議上の目的コード及び出所コードの定義に合わせるため、関連する規程類においてこれまで記載のなかった目的コード及び出所コードを明記すると共に、輸入許可書記載要領中の「数量・重量」の単位について、条約事務局のガイドラインに即した単位に変更する。

つきましては、国民の皆様から広く御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

2. 意見募集対象

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）

※上記に係る個別の改正案は以下のとおり。

- (1) 「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）の一部改正案
- (2) 「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」（平成11年2月1日付け輸入注意事項11第1号）の一部改正案
- (3) 「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部改正案
- (4) 「お知らせ 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」（平成21年5月21日付け）の一部改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月18日（水）～令和8年4月16日（木）

電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、お電話での御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メール

提出先メールアドレス： bzl-pb_boueki4@meti.go.jp

メールの件名を「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）に対する意見」としてください。

○郵送・宛先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

「輸入公表三の七に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
	・ 意見内容
	・ 理由